

堺市立図書館図書郵送サービスモデル事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、堺市立図書館管理運営規則（平成11年教育委員会規則第1号）第9条及び第10条に規定する図書館資料の貸出し等について、その方法と機会の拡充を図るため、図書資料の郵送貸出し（以下「図書郵送サービス」という。）を行うこととし、実施について必要な事項を定める。

(事業窓口)

第2条 図書郵送サービスの事業窓口は、中央図書館総務課図書館サービス係とする。

(対象者)

第3条 図書郵送サービスを利用できる者は、図書貸出カードの交付を受けた者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者

(貸出資料の制限)

第4条 図書郵送サービスの対象となる図書館資料は、堺市立図書館が所蔵している貸出可能な資料で、利用者があらかじめ予約したもののうち、郵送に適した資料とする。

2 前項に規定する資料は、別表に定める資料を除く図書館資料とする。

(利用申込)

第5条 図書郵送サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、堺市立図書館図書郵送サービス利用申込書（様式第1号）を中央図書館長に提出しなければならない。

(サービスの提供)

第6条 前条の規定による利用申込があった場合において、郵送貸出しが可能と認めるときは、速やかに図書館資料の貸出しを行うものとする。この場合において、利用申込があった図書館資料に別表に定める郵送できない資料に該当するものがあるときは、その旨を通知するものとする。

(貸出点数及び期間)

第7条 図書郵送サービスによる貸出点数は、堺市立図書館窓口での貸出点数を含めて15点以内とする。

2 図書郵送サービスによる貸出期間は、配送に要する期間を含めて21日以内とする。

3 貸出期間の延長は、前項に定める期間内に申出のあった場合に限り、2週間を限度として認めることができる。

(送付及び返却の方法)

第8条 図書郵送サービスに係る費用は、利用者の負担とする。

2 利用者から図書館への返却は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 利用者の負担による配送での返却
- (2) 堺市立図書館窓口への返却
- (3) 堺市立図書館返却ポストへの返却

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、図書郵送サービスの実施について必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年1月29日から施行する。

別表（第4条関係）

郵送できない資料（図書郵送サービスに適さない図書館資料をいう。）	紙芝居、大型絵本、CD・DVD（これらを付録とした資料を含む。）その他郵送することが適当でないと中央図書館長が認めるもの
----------------------------------	--

	しよめい 書名	ちよしゃめい しよっばんしや しよっばんねんかんごう 著者名・出版社・出版年・巻号	びこう 備考	確保	送付 日	備考
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

備考

《申込み・問合せ先》

〒590-0801 堺市堺区大仙中町18-1
堺市立中央図書館 図書館サービス係
TEL 072-244-3811 FAX 072-244-3321